（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

**第五条**　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第一号中「第五十八条第一項」の下に「及び第五十八条の三第一項」を加え、同条第二号中「第五十九条の二第一項」の下に「、第六十条の二の二第三項ただし書」を加える。

第三条第一項第一号中「第五十八条の二第一項及び第二項」の下に「、第五十八条の三第一項」を加え、同項第二号中「第六項」の下に「、第六十条の二の二第一項から第三項まで及び第四項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第三十三号中「第百九条の二第三項」を「第百九条の四第三項」に改める。

（地方住宅供給公社法施行令等の一部改正）

**第六条**　次に掲げる政令の規定中「第五十八条の六第一項」を「第五十八条の七第一項」に改める。

一　地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）第二条第一項第七号

二　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第十五条第一項第二号

三　地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）第十条第一項第七号

四　公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）第九条第一項第四号

五　日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）第七条第一項第六号

六　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十八条第一項第十号

七　独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十六条第一項第九号

八　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十六条第一項第二十三号

九　独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）第二条第一項第十一号

十　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第十六条第一項第十六号

十一　独立行政法人労働者健康安全機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）第十五条第一項第六号

十二　独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）第三十四条第一項第九号

十三　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）第二十二条第一項第三号

十四　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）第二十二条第一項第六号

十五　高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）第十六条第一項第十一号

十六　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令（平成二十三年政令第百六十七号）第六条第一号

（国土利用計画法施行令の一部改正）

**第七条**　国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第六号中「第五十八条の九」を「第五十八条の十」に改める。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

**第八条**　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「第五十八条第一項」の下に「及び第五十八条の三第一項」を加え、同条第二号中「第五十九条の二第一項」の下に「、第六十条の二の二第三項ただし書」を加える。

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部改正）

**第九条**　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号中「により」を「により、」に改め、同項に次の三号を加える。

十　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第十七項（同項第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により、同条第一項に規定する都市再生整備計画に記載しようとする事項又はその案について市町村から協議を受け、及び同意をすること。

十一　都市再生特別措置法第六十二条の三（同条第四項及び第五項にあっては、同法第六十二条の四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、同法第六十二条の三第四項各号に掲げる事項（同法第六十二条の四において読み替えて準用する場合にあっては、同項第一号及び第二号に該当すること並びに公園施設設置管理協定（同法第六十二条の三第一項に規定する公園施設設置管理協定をいう。以下この項において同じ。）の変更をすることについて都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること）を確認し、公園施設設置管理協定を締結し、並びにその締結の日、同法第四十六条第十四項第二号ロに規定する滞在快適性等向上公園施設の場所及び公園施設設置管理協定の有効期間を公示すること。

十二　都市再生特別措置法第六十二条の六の規定により、同法第六十二条の五第一項に規定する協定一体型事業実施主体等が有していた公園施設設置管理協定に基づく地位の承継の承認をすること。

（国土交通省組織令の一部改正）

**第十条**　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第八十五条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十一条第十三項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業に関すること。

第八十六条第十四号中「（平成十四年法律第二十二号）」を削る。

**附　則**

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

---

権利移転等の促進計画に係る不動産の登記に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月四日

文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第二百六十九号**

権利移転等の促進計画に係る不動産の登記に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行に伴い、及び都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第百九条の十一の規定に基づき、この政令を制定する。

権利移転等の促進計画に係る不動産の登記に関する政令（平成六年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百九条の十」を「第百九条の十一及び第百九条の十九」に、「第十条及び」を「第十条並びに」に改める。